

教育活動における生成 AI の使用について

生成 AI は、教育活動における適切な使用によって、学修上の効率化が図られるといった効果が期待される反面、レポート等の作成に自己研鑽が伴わなくなるといった懸念が指摘されています。

生成 AI は、安易に使用することによって、生成物の正誤や真偽、個人情報への漏洩、著作権の侵害等の問題を生じさせる恐れもあり、これらの危険性を十分に理解したうえで活用に取り組む必要があります。

この度、生成 AI を安全かつ効果的に使用するため、文部科学省からの事務連絡¹、公益社団法人私立大学情報教育協会のガイドライン²、一般社団法人日本私立大学連盟のチェックリスト³に基づき、本学の教育活動における生成 AI の使用に関する方針を以下の通り決めました。

1. 生成 AI について

生成 AI は、大規模なデータ資源、機械学習技術、高速 AI コンピュータアーキテクチャを組み合わせ、情報の収集と表現方法を機械化し、広範な作業を支援できるようにするための技術・システムです。

生成 AI に入力した情報が、学習データとして使用されたり、入出力した情報が著作権に抵触したりするといった恐れがあるため、オプトアウト⁴等の設定が必要です。また、出力された情報源が示されないことも多く、情報が正確であるとは限らないことにも注意が必要です。

2. 生成 AI の使用が想定される場合、禁止される場合

①使用が想定される場合

生成 AI は、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等、主体的な学びの補助・支援となる場合にのみ、授業担当者の許可を得たうえで使用できることとします。

②使用が禁止される場合

授業担当者の許可を得ずに、授業・試験、提出課題・レポート、卒業研究等で使用した場合や、生成 AI による生成物を自らが作成したレポートや卒業研究として提出した場合、不正行為とみなされ、履修規程により当該科目の受験資格を失うこととなります。さらに場合によっては、当該科目のみならず、その学期の全科目について単位が認定されないこととなります。

3. 生成 AI と学修活動との関係性、成績評価について

大学における学修活動は、学生の主体性が本質であり、生成 AI による生成物をそのままレポート等

¹ 大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）【令和 5 年 7 月 13 日】

² 生成系 AI 使用ガイドライン【令和 5 年 5 月 31 日】

³ 大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト〔第 1 版〕【令和 5 年 7 月 18 日】

⁴ 個人情報の利用拒否

の成果物とすることは、深刻な問題であるため、厳正な処罰の対象となります。また、生成 AI による生成物に他の著作物の内容が含まれていることに気づかないままレポート等に活用した場合、意図せずとも剽窃として不正行為となります。

成績評価においては、レポート等に生成 AI が使用される可能性を認識し、小テスト・口述試験等の併用等、様々な方法を組み合わせた評価方法が有効です。

また、生成 AI による生成物か否かを判定するツールを用いる場合は、その判定結果を過信しないよう留意する必要があります。

4. 生成 AI の技術的限界について

大規模言語モデルを活用した生成 AI では、基本的に、ある語句を採り上げると、その語句に続いて用いられる確率が最も高い語句を採り上げるという手続きによって、文章が作成されていくものです。それゆえ、生成 AI による生成物の内容には虚偽や過誤が含まれている恐れがあります。こうした生成 AI に関する技術的限界を把握し、インターネットでの検索等と同様、生成された内容を確認し証拠立てる必要があります。

また、生成 AI により偏見や差別を反映したコンテンツが生成されないよう、偏見や差別の助長につながる情報の入力には避けなければなりません。

5. 機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性について

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する恐れがあります。一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避ける必要があります。

6. 著作権に関する留意点について

他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となります。生成 AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意しなければなりません。

教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により、許諾なく著作物を複製や公衆送信することが可能であり、生成 AI による生成物が、既存の著作物と同一又は類似していたとしても、授業の範囲内に限り利用は可能となります。ただし、広くホームページに掲載することなどは、著作権者の許諾が必要であることに留意しなければなりません。

7. 最後に

生成 AI に関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されます。

本学としても継続的な状況把握に努め、技術の進展などに応じて、本方針は適宜内容を変更する予定です。

以上